

第五節 同和对策事業から地域改善対策へ

一 地域改善対策特別措置法の施行

地域改善対策特別措置法の 同和对策事業特別措置法が昭和五十七（一九八二）年三月末をもって失効したことを
制定と地域改善対策事業 とに伴い、新たに四月から「地域改善対策特別措置法」が五カ年の時限法とし

て施行された。本法は、同和对策事業特別措置法施行一三カ年の成果を踏まえ、なお残された課題を解決するため、新たな観点を加えた新規立法として施行されたものであった。本法の主な内容は次のとおりである。

- ① 法の対象地域は、同和对策事業特別措置法と同一であること。
 - ② 地域改善対策事業の内容及び範囲は、施行令で具体的に定められていること。
 - ③ 地域改善対策事業の実施に当たっては、対象地域と周辺地域との一体性の確保及び公正な運営に努めなければならない旨の規定を新たに設けていること。
 - ④ 地域改善対策事業に対しては、従前の同和对策事業に対するものと同様の財政措置を講じていること。
 - ⑤ 法の有効期間は五カ年であること。
- また、法施行に当たつての配慮事項として国は都道府県に対し、次の三点を指示した。
- ① 地域改善対策事業は、広く国民の理解と協力を得るという立場から運用に当たること。
 - ② 地域改善対策事業はもとより、地方公共団体が独自に実施する関係施策についても、その事業の内容

及び運営に関して適正化及び効率化を図り、広く住民一般のコンセンサスを得るよう積極的に努めること。

③ 物的施設については、周辺地域との間に格差のないものを整備し、その運営に当たっては、周辺地域の人々の利用にも供するよう配慮をすること。また、個人給付的事業については、行政の主体性を確保しつつ、その運営の公平を確保するよう努めること。

このようにして地域改善対策事業を展開してきたが、国は、地域改善対策特別措置法の期限が残り一年となった昭和六十一年、総務庁の附属機関である地域改善対策協議会に、地域改善対策の現状を踏まえ部落差別を根本的に解決させるために、今後、真に必要なものは何かという基本的課題についての検討を委ねた。同年十二月、同協議会は、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して「今後における地域改善対策について」の意見具申を行った。その中で、今後の課題についての第一として差別意識を解消すること、第二として住宅地区改良事業の一部に事業の取組が遅れ、昭和六十二年度以降の事業量が見込まれること、第三として雇用、産業振興の分野において、全国水準に比べれば、不安定就労者や小規模零細企業の割合が高いことを挙げている。

さらに、同意見具申では、地域改善対策特別措置法は、対策事業の実施に当たり、国庫負担・補助率、地方債及び地方交付税についての特別措置を講じているが、法律が失効すると取組が遅れている地方公共団体の財政負担が増し、事業の推進が困難になることから、今後とも国の財政措置を定めた特別立法が必要であるとした。

表68 地域改善対策特定事業

事業区分	関係省庁	事業概要
生活環境の改善に関する事業	建設省 (11事業)	住宅対策事業（住宅地区の環境の整備改善、住宅新築資金等貸付事業等）
		都市計画事業（街路、公園、下水道の整備）
		道路事業（道路の整備）
	厚生省 (7事業)	環境改善施設整備事業（地区内道路、下水排水路等の整備）
	自治省 (1事業)	消防施設等整備事業（消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備）
産業の振興に関する事業	農林水産省 (9事業)	農林漁業対策事業（農業基盤整備事業等、漁港改修事業等）
	通商産業省 (5事業)	中小企業対策事業（高度化資金の融資事業、経営指導員等による経営改善普及事業等）
職業の安定に関する事業	労働省 (6事業)	職業訓練受講資金等貸付け事業、雇用主に対する指導・啓発事業等
教育の充実に関する事業	文部省 (9事業)	学校教育関係（高等学校等進学奨励金の貸与等） 社会教育関係（同和教育指導者の研修等）
人権擁護活動の強化に関する事業	総務庁 (1事業)	公務員等に対する講演会・研修会の開催、啓発映画の作成等による啓発活動
	法務省 (2事業)	人権侵犯事件の調査、人権相談等
社会福祉の増進に関する事業	厚生省 (4事業)	隣保館の整備及び運営等
		社会福祉施設の運営（保育所運営事業）

（『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の解説』を参照して作成）

政府は、この意見具申を受け、同年十二月に「今後における地域改善対策に関する大綱」を定め、現行事業の見直しと行政運営の適正化措置を講じることとした。最終の特別法として、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、地対財特法）の法案を昭和六十二年二月に国会へ提出、同年四月に五カ年の時限法として同法は施行された。

係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、地対財特法）の法案を昭和六十二年二月に国会へ提出、同年四月に五カ年の時限法として同法は施行された。

なお、本法制定の主な趣旨・内容は次のとおりである。

- ① これまでの特別対策から一般対策へ円滑に移行させるための特別法とする。
- ② 新法で実施される事業は、真に必要な地域改善対策特定事業（五五事業）に限定する。
- ③ 地域改善対策特定事業に要する経費については、事業が円

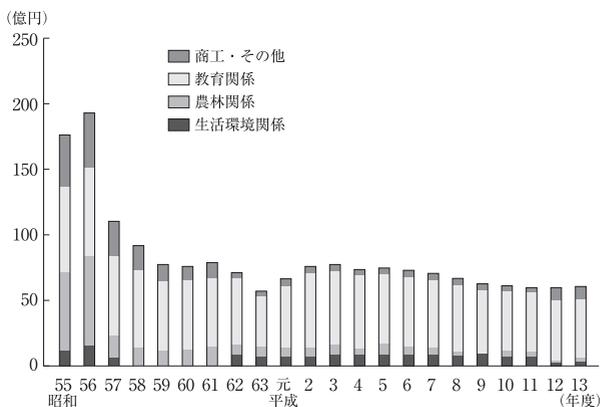


図 122 地域改善対策(同和対策)事業の歳出決算額の推移
 (「兵庫の同和対策」を参照して作成)

- ④ 施策の対象地域を、地域改善対策特別措置法に基づいて事業が実施された地域に限定する。
- ⑤ 法の有効期間は五十年とする。

滑に実施できるように国が特別の財政措置を引き続いて講じる。

この地対財特法も有効期間は五十年であり、平成四(一九九二)年三月末日をもって効力を失うことになっ

ていた。しかし、国が残事業の調査をした結果、平成四年度以降に
 おいてもなお引き続き実施すべき事業が見込まれたことから、直ち
 に一般対策へ全面的に移行することは適当ではなく現実的でもない
 ため、真に必要な四五事業に絞って有効期限を五年間延長すること
 になった。

県では、昭和五十七年四月から「同和局」を「地域改善局」に改
 称するなど関係部署の名称変更を行うとともに、同和対策事業特別
 措置法に基づき実施してきた県単独事業については、地域改善対策
 特別措置法との整合性が求められるため、事業の内容や運営につい
 て十分検討を加え、適正化を図った。

また、昭和六十年十一月に総務庁の委託を受けて地域啓発等実態
 把握を実施するとともに、同年十二月には、県総合計画審議会から
 答申を得て策定した「兵庫二〇〇一年計画」の中に、部落差別の解

消を基本的人権に係る課題として位置づけ、今後とも人権意識の普及高揚を図るための教育、啓発活動を推進することとした。昭和五十五年から地対財特法が終了する平成十三年度までの年次別決算の推移は図122のとおりであった。

二 地域改善対策事業の推進

生活環境の改善と 地域改善対策としての生活環境改善対策は、部落差別を解消するための諸施策の根底と社会福祉の増進 なるもので重要な意義を持っており、中心的な事業であった。

そのため、対象地域の生活環境を改善するための事業は広範囲にわたっており、大きく分けて、①公営住宅建設事業及び住宅地区改良事業等、②都市計画事業及び道路事業、③環境改善施設整備事業である。

同和対策から地域改善対策へ移行後も、公営住宅建設事業及び住宅地区改良事業等は、継続して実施された。昭和六十一年度までに、地域改善向（同和向）公営住宅が、四四市町において、第一種公営住宅一〇〇〇戸、第二種公営住宅三二〇九戸、合計四二〇九戸建設されている（四十四年度からの集計）。また、既設の公営住宅についても、四市町で二三七戸が改善されている（昭和五十五年からの集計）。住宅（小集落）地区改良事業も、一〇市一二町六三地区において実施された（昭和四十四年度からの集計）。その他、住宅の新築資金や改修資金の貸付事業なども行われた。

都市計画事業及び道路事業のうち、下水道事業では、昭和六十一年度まで、公共下水道事業が一〇市三町、都市下水道事業が二市四町で実施され、また街路事業では、五十八年度から六十二年度までの道路整備五カ

表69 地域改善向（同和向）公営住宅建設状況

区分 年度	市町 数	建設戸数（戸）			建設事業費 （百万円）	補助金 （百万円）
		第1種	第2種	計		
昭和55	9	5	106	111	817	538
56	6	5	67	72	695	455
57	3	43	31	74	637	366
58	2	4	29	33	292	187
59	1	4	2	6	60	33
60	1	6	7	13	112	66
61	6	10	98	108	1,015	661
62	1	0	15	15	147	98
63	1	0	10	10	86	57
平成4	1	0	2	2	27	18
合計	31	77	367	444	3,888	2,479

（『兵庫の同和对策』を参照して作成）

年計画の実施により地域改善対策としての街路の整備も促進された。

また、環境改善施設整備事業のうち、地方改善施設整備事業は、同和对策事業特別措置法施行前から実施されていたが、地域改善対策特別措置法施行後は周辺地域との一体性の確保という観点で推進してきた結果、対象地域の生活環境は格段に向上し、一般地域との格差は平均的な水準として概ね是正されたといえる状況になった。なお、と畜場（食肉センター）については、と畜場汚水処理施設の整備や対象地域外への移転及び統廃合を行う場合のと畜場施設の整備に対し助成され、昭和六十一年度には、これらの事業によって、地域改善対策としてと畜場の整備事業は完了した。

次に、社会福祉の増進については、対象地域住民の社会福祉の一層の充実を図るため、それまでの事業を引き継いだ。地域改善対策事業においても、対象地域住民及び近隣地域住民（以下、地域住民）に対して、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉・保健衛生に関する事業を総合的に行うため、隣保館や保育所、児童館、共同作業場の設置や保健衛生対策を進めた。

隣保館の設置については、昭和六十一年度には、県内で九七館、設置率は五四・五％ではあったが、集会所（二九二カ所）、教育集会所（三九カ所）でも対応しており、市町で計画したものの整備についてはおお

表70 トラホーム予防事業実施状況 (人、千円)

区分 年度	一般検診	患者検診	通院治療	総事業費	(うち国庫 補助額)
	受診者数	薬剤投与	受診者数		
昭和45	3,515	690	0	3,359	(1,845)
46	4,050	512	49	4,493	(2,396)
47	3,860	361	39	5,060	(2,707)
48	4,696	485	51	4,422	(2,383)
49	4,720	309	58	5,089	(2,474)
50	4,236	296	43	4,843	(2,375)
51	2,856	352	25	4,626	(2,968)
52	2,226	259	20	4,127	(2,603)
53	1,863	161	10	4,095	(2,597)
54	1,435	73	5	3,077	(2,000)
55	1,107	79	2	2,494	(1,600)
56	1,019	61	2	2,494	(1,600)
57	574	25	1	1,233	(800)
58	274	13	0	411	(294)
59	169	16	0	148	(98)
計	36,600	3,692	305	49,971	(28,740)

〔『兵庫の同和対策』を参照して作成〕

むね完了した。また、隣保館は、地域のコミュニティセンターとして、地域住民の生活課題に応じた長期的展望の下に毎年度事業計画を決定し、この計画に基づいた事業を通して地域住民の交流活動を積極的に推進する中で、人権意識の高揚と相互理解が図られた。

一方で、保育所については、国の施策として、対象地域の児童が五〇%以上入所している保育所に対して、昭和四十年代後半から、保母(現保育士)の加配を行うとともに、被服等を貸与する事業を行ってきたが、昭和五十六年度末で被服等の貸与を廃止し、五十八年度末で保母加配も廃止することとなった。また、児童館の施設整備費及び運営費の国庫補助制度は、地域改善対策特別措置法が昭和六十一年度に失効したことに伴って六十二年以降は一般対策に移行された。さらに、保健衛生対策については、対象地域において比較的罹患率の高いトラホームの予防及び治療を図るトラホーム予防事業を行っていたが、生活環境の向上等により患者が減少したため、昭和五十九年度末で廃止した。

産業の振興と職業の安定対策 本県の対象地域における農家は、一般的に零細兼業農家が大半である上、生産基盤の整備水準が低位にあることに鑑み、

る上、生産基盤の整備水準が低位にあることに鑑み、

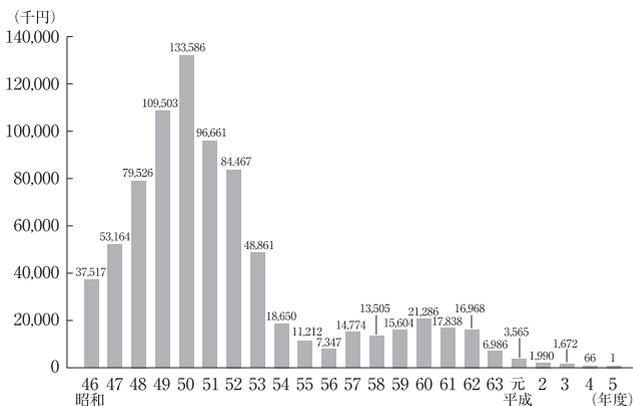


図 123 農業生産基盤整備事業の推移
 (『兵庫の同和対策』を参照して作成)

昭和三十年代から農山漁村同和対策事業を実施していた。また、同和対策事業特別措置法の施行に伴い、対象地域農業の生産基盤と経営近代化施設の整備及びこれらを活用する営農技術等の向上を図るための各種施策を推進しており、これらの施策は五十七年の地域改善対策特別措置法施行後も継続していた。

中でも、農林業生産基盤整備事業については、主としてほ場整備、農道、かんがい排水を実施した。これらは、農業生産性の向上に大きく寄与し、ほ場条件の改善により一層の推進がなされた。

また、農林業近代化施設整備事業においては、共同作業所、共同育苗施設、特殊林産物栽培施設、共同栽培施設等を設置し、その結果、農作業の共同化や受委託が進むなど関係市町、農林業関係団体及び住民が積極的に取り組み、市町が当初計画していた事業についてはほぼ完了した。

中小企業対策については、地域改善対策特別措置法の施行に伴い、「同和地区専任経営指導員制度」が、「地域改善対策担当経営指導員制度」に名称を変更した。昭和六十三年三月の時点で、一〇商工会議所及び商工会連合会に地域改善対策担当経営指導員二四人及び補助員一人を配置し、対象地域の小規模事業者に対し公平な経営指導を行った。

また、中小企業の事業所に対する金融面の支援として、「同和企業振興資金融資制度」を設け、経営の安定及び発展のために必要な事業資金を融資してきた。また、これと同時に、借入れの際に必要な信用保証料の全額を補助するとともに、支払利子の一部を補給する振興資金融資利子・保証料補給制度を設けてきたが、同和企業振興資金融資制度は、昭和五十七年度から一般施策に移行した。ただ、昭和五十六年度以前の制度利用者に対しては、引き続き支払利子の一部を補給した。

さらに、昭和五十三年度から、皮革産業の振興を図るため、海外皮革産業の実情調査や内外での製品展示会の開催、新商品開発の事業を実施した。

技術指導の面については、皮革産業等を対象に、県立工業試験研究機関の研究員及び外部の専門家等を派遣する巡回技術指導を実施した。このようなきめ細かな指導を継続した結果、技術改善・経営改善に意欲的に取り組む事業所が増加し、高付加価値製品の製造、生産の合理化・省力化等を促進した。

職業の安定対策については、対象地域住民の雇用の促進と職業の安定を図るためには、雇用主が、同和問題について正しい理解と認識を有していることが不可欠である。しかし、不合理な就職差別事件の根絶を見るに至っていなかった。このため、職業安定機関は、従来から、企業が新たな従業員の採用に当たっては公正な選考を実施するよう雇用主に啓発指導を行った。同和対策事業特別措置法施行時と同じように、企業内同和問題研修推進員の設置を促進し、並びに日本工業規格（JIS）履歴書、統一応募用紙の使用の徹底を図るため、各事業主へその趣旨の理解と認識を指導した。

また、対象地域生徒の近代的産業への就職促進のため、新規学校卒業者に対して、学校と連携しながら職

第五章 高齢社会と社会福祉改革

表71 就職資金貸付及び就職支度金支給状況（昭和45年度～平成6年度）

区分 年度	就職資金貸付状況						就職支度金支給状況			
	1人当たり 貸付額(円)	人員	中学	高校	大学	一般	1人当たり 支給額(円)	人員	中学	高校
昭和45							10,000	538	538	
46							10,000	495	495	
47	30,000 (50,000)	1,397	354	563	1	479	10,000	395	395	
48	35,000 (55,000)	2,129	331	724	13	1,061	10,000	325	355	
49	42,000 (66,000)	2,031	183	886	35	925	15,000	1,031	188	843
50	50,000 (80,000)	2,620	191	854	29	1,546	20,000	1,030	188	842
51	55,000 (88,000)	2,185	187	963	15	1,020	20,000	1,027	133	894
52	60,000 (96,000)	2,168	202	1,046	23	897	20,000	1,378	271	1,107
53	65,000 (103,000)	1,949	189	940	23	797	20,000	1,216	226	990
54	69,000 (109,000)	1,635	222	742	17	654	20,000	1,158	203	955
55	73,000 (115,000)	1,754	253	991	31	479	20,000	1,164	253	911
56	79,000 (125,000)	1,755	234	999	30	492	20,000	1,252	234	1,018
57	83,000 (131,000)	1,197	185	729	8	277				
58	86,000 (136,000)	1,191	205	682	13	291				
59	88,000 (139,000)	1,121	188	681	11	241				
60	90,100 (142,300)	1,178	230	714	24	210				
61	55,700 (88,000)	5	0	3	0	2				
62	56,500 (89,000)	4	0	2	0	2				
63	57,100 (90,300)	0	0	0	0	0				
平成元	58,700 (92,800)	0	0	0	0	0				
2	60,700 (96,800)	3	2	0	0	1				
3	62,800 (99,100)	0	0	0	0	0				
4	64,800 (102,300)	1	0	0	0	1				
5	65,900 (104,000)	0	0	0	0	0				
6	66,200 (104,500)	0	0	0	0	0				

(注) 1. () 内は扶養家族を有する者 2. 就職資金貸付は昭和47年10月から実施
 (『兵庫の同和対策』を参照して作成)

業指導、職場適応指導等の就職促進対策を積極的に推進した。
 さらに、対象地域住民に対しては、就職の促進を図るため、職業指導の充実、職業訓練の受講あっせんを

積極的に行うとともに、その円滑な就職を側面的に援助するための措置として、就職資金貸付及び就職支度金の給付等の各種援護措置を講じてきたが、就職支度金制度は、国の施策が充実してきたので、昭和五十六年度末で廃止した。

三 地域改善対策としての教育・啓発の推進

地域改善対策として「地域改善対策特別措置法」が施行された昭和五十七年四月、県教育委員会では、「同和教育」の概要を「地域改善対策としての教育」に変更し、教育委員会事務局の「同和教育指導室」も「地

域改善対策室」に改めた。そして、地域改善対策特別措置法に新たに盛り込まれた、対象地域と周辺地域との一体性の確保と事業の公正な運営に努めることの趣旨を生かし、学校教育、社会教育を通して憲法に保障された基本的人権を尊重する教育を徹底してきた。

また、昭和六十二年、地对財特法の施行に伴い県教育委員会は、「地域改善対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行について」の教育長通知を行い、この教育を基本的人権を尊重する教育として生涯学習の一環に位置づけ、学校教育、社会教育のあらゆる機会と場を通して積極的な推進を図ることとした。

さらに、平成四年「地域改善対策に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正」に伴い、国において、就労対策、産業の振興、教育、啓発等の事業が、今後における施策の重点課題とされたことから、それまで取り組んできた「差別意識の払拭」「教育上の較差の解消」を課題とし、「差別のない、ともに生きる社会」を目指して、この教育を積極的に推進した。

表72 地域改善対策としての教育（同和教育）資料作成状況

年度	児童生徒用資料	指導者用資料
昭和57	『友だち』小学校高学年用改訂	小学生用『友だち・指導の手引』 『地域改善対策としての教育—指導の手引—』 『県立学校実践記録集』
58	『友だち』中学生用改訂 高校生用を改訂し、『生きかたの探求』に改称	中学生用『友だち・指導の手引』 『県立学校実践記録集』
59	『生きかたの探求』追加資料	『部落差別を解消する教育—カリキュラム試案—』 『県立学校実践記録集』
60		『部落差別を解消する教育のあゆみ 同和教育指導室地域改善対策室小史』 『県立学校実践記録集』
61	高校生用『生き方の探求』を改訂	
平成元		高校生用『指導の手引』改訂
2	小学生低学年用『ともだち』改訂	小学生低学年用『指導の手引』改訂
3	小学生用『友だち』改訂	小学生用『指導の手引』改訂
4	中学生用『友だち』改訂	中学生用『指導の手引』改訂

（『兵庫の同和对策』を参照して作成）

別を解消するに当たって、人権意識の高揚を図る観点から、様々な人権問題についての基礎的知識を重視することとなった。

学校における地域改善対策としての教育の推進
教育委員会は、児童生徒に対して部落差別を解消する実践力を育成するため児童生徒用資料を刊行し、部落差別に関わる正しい知識教材、豊かな心を育てる感動教材などにより人権意識の高揚を図ってきた。

昭和五十七年には地域改善対策特別措置法が施行されたことにより、その趣旨を踏まえて、小学校高学年用『友だち』を、翌五十八年には中学生用『友だち』を改訂した。また、高校生用『高校生と同和問題』の一部改訂を行うとともに資料名を『生きかたの探求』と改称した。

昭和五十九年には、続いて『生きかたの探求』追加資料を刊行した。

表73 教育推進員配置状況

地区	年度										(人)				
	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6
阪神	8	8	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
東播磨	11	11	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
西播磨	11	11	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
但馬	6	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
丹波	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
淡路	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
室(課)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	4
計	42	42	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21

(〔兵庫の同和対策〕を参照して作成)

昭和五十年代後半の資料の改訂に際しては、各領域での活用を具体的に示すとともに、共感的な心情教材、結論を急がず多様な意見が出やすい教材、今日的な青少年問題を考える教材などを取り入れ差別解消への実践力を育てるよう配慮した。また、昭和六十三年度には、人権を尊重する生き方について考えさせ、人権差別に関する基本的理解を深めさせるために高校用教育資料『生き方の探求』を全面改訂した。さらに、平成二年度からの資料改訂に関しては、差別を生み出している心理的土壌の

変革を図ることとし、二年度から四年度にかけて、小学校低学年用『ともだち』、高学年用『友だち』、中学生用『友だち』の改訂を順次行なった。なお、児童生徒用資料の改訂にあわせて、指導者用資料も順次改訂された。教育資料作成状況は表72のとおりである。

奨学制度については、地域改善対策特別措置法の施行に伴い「奨学資金」等を高校生及び高等専門学校生には給付、短期大学生及び大学生には貸与として実施した。この事業は、昭和四十一年度から六十一年度までの二二一年間に延べ九万六〇〇〇人の高校生、大学生等に給付、貸与してきた。

なお、昭和六十二年の地対財特法の施行により、国においても特別対策事業が整理され、高校生及び高等専門学校生への奨学資金が給付から貸与に制度変更された(経過措置として同年九月まで給付)。

また、推進教員の配置については、昭和五十七年度、同和教育推進教員

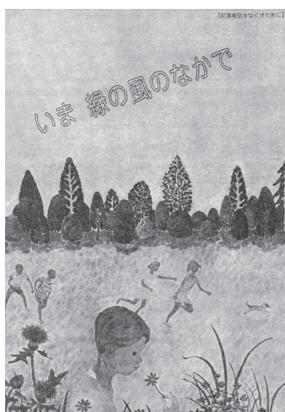


写真 181 『いま 緑の風のなかで』保護者用テキスト

の名称を「地域改善対策としての教育推進教員」と改め、対象地域児童生徒の基本的な生活習慣の確立や高校・大学進学率の上昇、進路指導の徹底などに成果を上げてきた。

社会教育の充実

地域改善対策特別措置法の施行に伴い、部落差別解消に関する正しい知識を県民に徹底し、人権尊重の精神を具体的に生かし、ともに生きる地域づくりを進めるために、社会教育資料の作成に努めた。

昭和五十七年度には、学校教育・社会教育を通じて学ぶための『地域改善対策としての教育―指導の手引き―』を刊行し、六十年年度には、子育ての在り方や女性の生き方を見直すことを通して人の生き方を考えさせる保護者用テキスト『いま 緑の風のなかで』を刊行した。

また、社会教育関係団体等の指導者の研修については、昭和五十九年度から兵庫県連合婦人会、兵庫県PTA協議会、兵庫県連合青年団、兵庫県公民館連合会の四団体の指導者を対象にした研修事業を実施した。人権思想の普及・啓発を図るため教育事務所に設置された教育推進員については、昭和五十七年度に名称

を「地域改善対策教育推進員」と改め、積極的な啓発を進めた。

同和地区教育事業は、昭和五十七年度に地域改善対策対象地域教育事業（学力補充学級・解放学級）と名称を改称し、内容を整理して、青少年、成人、奨学資金受給生の学習を進めることとした。

さらに、対象地域における社会教育活動を振興するための地域改善対策（同和対策）集会所の整備は、昭和六十一年度現在六市

表74 地域改善対策啓発事業補助金の交付状況

年度	市			町			計		
	補助市数	総事業費	補助金額	補助町数	総事業費	補助金額	補助市町数	総事業費	補助金額
昭和55	20	38,593	15,475	68	63,465	27,053	88	102,058	42,528
56	20	42,121	16,117	69	64,108	27,443	89	106,229	43,560
57	20	49,142	16,996	69	69,902	30,305	89	119,044	47,301
58	21	57,165	17,940	69	70,813	30,089	90	127,978	48,029
59	21	59,359	18,110	69	73,716	30,472	90	133,075	48,582
60	21	61,186	18,261	70	76,746	31,620	91	137,932	49,881
61	21	67,791	18,516	70	79,798	31,941	91	147,589	50,457
62	21	68,965	18,443	70	80,150	31,836	91	149,115	50,279
63	21	65,130	18,615	70	85,269	32,009	91	150,399	50,624
平成元	21	71,995	18,645	70	92,729	32,510	91	164,724	51,155
2	21	69,072	18,855	70	96,017	32,627	91	165,089	51,482
3	21	71,512	18,726	70	95,905	32,980	91	167,417	51,706
4	21	75,549	18,768	70	99,768	33,035	91	175,317	51,803
5	21	72,453	18,780	70	100,105	33,119	91	172,558	51,899
6	21	78,120	18,830	70	102,032	33,141	91	180,152	51,971
計		948,153	271,077		1,250,523	470,180		2,198,676	741,257

〔兵庫の同和対策〕を参照して作成)

二〇町で三九館が整備され、市町教育委員会が計画した集会所の整備は完了した。

兵庫同和教育研究協議会の活動

地域改善対策の時代は、兵庫同和教育研究協議会（以下、

兵同教）としては活動内容の充実、内面深化の時期であった。主として同和学習の授業に直結する学習資料を次々に作成し、教育現場に頒布した。また、同和教育を「深める」「広める」意味から、研究大会中央大会の分科会の中に「特別部会」を設置した。

兵同教の活動として、昭和五十六年度から「学習資料検討委員会」が設置され、掛図、オートスライドなどの学習資料の作成に取りかかった。昭和五十七年三月に初めての兵同教作成学習資料が作成され、四月から指導の手引きとともに県内各地に頒布し、活用された。

啓発活動の推進

同和対策から地域改善対策への移行に伴い、昭和五十七年、「同和局」を



写真 182 兵庫県人権啓発協会設立記念式典

活環境等実態面の改善はかなりの成果を見るに至ったが、一方、心理的差別については、なお十分な状況とはいえなかった。

そこで、引き続き県民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進する必要があることから、平成三年十一月、行政が責任と主体性をもって人権啓発事業を更に推進するため、県と県内全市町が共同で「兵庫県人権啓発協会」を設立し、県・市町が一体となって、今日的な啓発活動の在り方を研究するとともに、効果的な啓発手法を開発・実践することとなった。

県は、同協会に対して、「差別をなくそう県民運動」、研修の実施、啓発教材の整備等の事業の委託及び補助を行い、全県的な啓発活動を展開した。

「地域改善局」に改めるとともに、「県立同和研修センターのじぎく会館」（五十二年設置）を、「県立のじぎく会館」に名称変更した。そして「差別をなくそう県民運動」の下、市町、市町教育委員会や神戸地方事務局、兵庫県人権擁護委員連合会など関係機関と連携しながら、引き続き、県民に対する啓発活動を積極的、計画的に実施した。講演会や研修会の開催、ポスターや啓発資料の作成・配付、啓発映画等視聴覚教材の作成など様々な啓発活動を展開したほか、市町が実施する啓発事業に対して補助を行い、全県的な啓発活動の展開に努めてきた。

こうした部落差別の解消に向けた長年の取組の結果、対象地域における生

さらに、同協会の設立に伴い、平成四年三月末日をもって地方機関としての「県立のじぎく会館」を廃止し、人権拠点施設としての目的をより効果的に達成するため、県は会館の管理を同協会に委託した。